

D 4 - 3 9
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . D 4 - 4 - 0
鹿 免 管 第 2 3 5 号
令 和 7 年 3 月 1 9 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 講習指導係 Tel XXXXXXXXXX

若年運転者講習実施要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に掲げる基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習（以下「若年運転者講習」という。）については、「若年運転者講習実施要領の制定について（通達）」（令和4年4月25日付け鹿免管第503号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴い、別添のとおり「若年運転者講習の実施要領」を改正したので事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年3月24日から施行し、旧通達は令和7年3月23日限り廃止する。

別添

若年運転者講習実施要領

第1 基本的留意事項

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習（以下「講習」という。）を鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する場合及び指定講習機関に行わせる場合における運用上の留意事項と事務処理要領を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特例取得免許

19歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは19歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は19歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。

(2) 若年運転者期間

特例取得免許を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から21歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び20歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。）

(3) 基準該当若年運転者

特例取得免許を受けた者で、若年運転者期間内に係る交通違反又は事故により累積点数が3点以上（1回の違反で3点になった者を除く。）のもの

(4) 若年運転者講習

基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

3 講習対象者

法第102条の3に規定する基準該当若年運転者

4 講習指導員

(1) 講習指導員の要件

ア 公安委員会が実施する講習

警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保すること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

(イ) 講習に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。

(ウ) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

イ 指定講習機関が実施する講習

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。）を必要数確保させるものとし、これ以外の者を従事させないこと。

(2) 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めること。

特に、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習を効果的に行うための知識・技術を習得させること。

なお、研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致するなど、その内容の充実に努めること。

(3) 講習指導員の服装

講習指導員の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員としてふさわしいものとする。

5 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な機材を備えた教室等を整備するなど、講習の実施に必要な施設を確保すること。

6 講習用教材等

(1) 視聴覚教材等

性格と運転の概説に関する視聴覚教材を必要数整備するとともに、筆記による検査のために必要な所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

また、必要に応じ、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力の養成に資する教本等を使用させること。

(2) 普通自動車

ア 講習用車両は普通免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車とする（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車を含む。）。

イ 講習に使用する普通自動車については、講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えさせること。

なお、身体障害者用車両を持ち込む場合も必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。

ウ 講習用車両には「講習中」の標識を前方又は後方から見やすいように表示させること。

(3) 録画装置

実車による講習の状況（車内からの走行状況及び講習生の運転姿勢）を記録できるよう、所要の録画装置を整備すること。

(4) 映像再生機材

実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

7 指定講習機関の指定

指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）から指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項第3号並びに規則第5条及び第8条の2の各要件について当該一般社団法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った

後、厳格な審査により指定の可否を判断すること。

第2 講習実施上の留意事項

1 講習の通知等

(1) 受講日時及び受講場所の通知

ア 通知書には、講習の所要時間、携行品（通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード）、筆記用具、講習手数料等）及び服装等受講上の注意事項を記載した別紙「若年運転者講習受講上の注意事項」を添付すること。

イ 受講日時及び受講場所については、受講させる指定講習機関と講習日時を指定した上で配達証明郵便等により、通知到達の有無及び到達日を確認できるよう通知すること。

なお、講習対象者から、指定された指定講習機関又は講習日時では受講に支障があると申入れがあったときは、指定講習機関又は講習日時の変更を認めること。

(2) 指定講習機関に対する講習対象者の通知

公安委員会による指定講習機関に対する講習受講対象者の通知は、免許管理課講習指導係（以下「講習指導係」という。）において、若年運転者講習受講予定者通知書（別記第1号様式）により行うこと。

(3) 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置

講習の通知を受けた者が、やむを得ない理由により所定の期間内に講習を受けることができず、その後に講習を受けようとする場合は、「やむを得ない理由」のあったことを証するに足りる書類を指定講習機関又は公安委員会に提出して講習を受けることとなるが、そのような書類が指定講習機関に提出されて受講の申込みがなされたときは、速やかに公安委員会に報告させ、公安委員会において「やむを得ない理由」を十分に確認した後、講習を受けさせること。

講習は、「やむを得ない理由」がある場合を除き、講習受講期間内（講習通知書が到達した日の翌日から1月以内）に2日目までの講習を終了すること。

(4) 講習の移送

講習通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所を移転していることが判明した場合は、その者に対して速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、若年運転者講習移送通知書（別記第2号様式）により移転先を管轄する公安委員会へ通知することとし、他の都道府県公安委員会から同通知を受けた際は、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知すること。

また、講習通知が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所を移転した場合において、講習対象者が移転先の都道府県の指定講習機関又は公安委員会に受講申請を行おうとする場合には、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指導（講習対象者が指定講習機関に受講申請を行おうとする場合にあっては、指定講習機関を通じて指導）すること。

講習受講対象者が本県への住所変更の届出を行った際は、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知を行い、速やかに若年運転者講習移送通知書を送付するよう依頼すること。

なお、若年運転者講習移送通知書を送付する時点において、既に若年運転者講習通知を行っている場合は、若年運転者講習移送通知書の備考欄に「○年○月○日若年運転者講習通知済」と記載し、郵便物等配達証明書の写しとともに送付すること。

2 講習項目、講習時間数

別表のとおり

なお、講習の項目については、年齢課程に係る特例教習の教習項目が含まれるものとなっている。

講習時間は9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとするが、やむを得ず連続する2日間で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定すること。

3 学級編成

(1) 学級編成の基本

1 学級3人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員の配置

1 学級につき講習指導員1人を配置することを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員をもって充てること。

4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

筆記による検査は、「科警研編73C型」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

5 講習終了者に対する措置

(1) 講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記第3号様式）を交付すること。

(2) 受講済みの登録

指定講習機関において講習を実施した時は、若年運転者講習結果報告書（別記第4号様式）を作成させ、講習終了当日に講習指導係を経て公安委員会へ報告させること。

報告を受けた講習指導係は、速やかに講習終了の電算登録を行うこと。

(3) 講習終了証明書の再交付

ア 紛失、盗難等の理由による若年運転者講習終了証明書の再交付申請は、講習を終了したことを証明した指定講習機関の管理者（以下「管理者」という。）に対して行うものとする。

イ アの申請を受理した管理者は、受講の事実を確認し、再交付する若年運転者講習終了証明書の右上部に㊟と朱書して交付すること。

6 停止処分との優先関係

若年運転者講習通報（警察庁情報処理センターから通報される「若年運転者講習通報」をいう。）を受けた者が、行政処分の停止処分が執行されることとなる場合は、停止期間経過後に若年運転者講習の通知を行うものとする。ただし、若年運転者講習通報を受けた後に、行政処分の基準に該当することとなった者で、既に若年運転者講習通知を発送している場合は、この限りでない。

第3 指定講習機関に対する指導上の留意事項

1 指定講習機関に対する指導・監督

指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、

報告又は資料の提出の要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう次の点に特段の配慮をすること。

- (1) 講習受講の受付の際に講習受講期間内（通知を受けた日の翌日から起算した期間から1月以内）にある者か否かの確認をする必要があるが、通知書に記載された日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告させ、公安委員会において受講資格を確認した後、講習を受けさせること。
- (2) いわゆる身代わり講習等の不正を防止するため、運転免許証（又は免許情報記録個人番号カード）、及びその他の書類と本人とをよく確認させること。
- (3) 休憩については、所定の講習時間内（1日目5時間、2日目4時間内）で必要に応じ、適宜取らせること。
- (4) 不必要な講習準備の遅れなど、実際に講習を行わなかった時間を講習時間として計上させないこと。

2 講習業務規程の変更等に係る指導

法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をさせること。

3 保密の徹底

法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、同条第2項の規定により、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされている。

したがって、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区別して、適正な業務管理に努めさせるとともに、受講者に関する情報はもとより、講習に係る各種情報に対する保密を徹底するよう指導すること。

4 講習の実施に伴う連絡等

講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため規則第18条の規定により、公安委員会と密接な連絡をとるよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うこと。

5 各種事故の防止

指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせること。

なお、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、速やかに公安委員会に報告させること。

第4 その他留意事項

1 基準該当若年運転者等に係る取消し等

公安委員会が次に掲げる場合に行う特例取得免許（違反行為により政令で定める基準に該当することとなった時点において21歳（中型免許にあっては20歳）に達している者を除く。）の取消しに際しては、免許管理課聴聞係において速やかに意見の聴取手続を行うこと。

- (1) 若年運転者講習不受講者に対する取消し

基準該当若年運転者となり、若年運転者講習通知を受けた者が当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむをえない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を越えることとなるまでの間に、当該講習を受けないと認めるとき。

(2) 若年運転者講習受講後、再び基準に達した者に対する取消し

若年運転者講習を終了した後、若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し、法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が再度、政令で定める基準(第1の2(3)に同じ。)に該当することとなったとき。

なお、前記意見の聴取の結果、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の11（若年運転者講習の受講期間の特例）に規定する、やむを得ない理由が存在したことにより、いまだ受講期間内にあると決定された場合は、早急に若年運転者講習を受講するように指導し、改めて、若年運転者講習受講通知書を本人に交付又は郵送するものとする。

2 若年運転者期間経過後の措置

若年運転者講習受講対象者及び1(1)、(2)の対象者は、若年運転者期間を経過した場合であっても若年運転者講習の受講義務又は行政処分の対象は継続されることから、期間経過後も対象者に受講又は処分を受けさせること。

3 若年運転者講習対象者から除外される者

(1) 免許の取消処分を受けた者

(2) 免許を失効させた者

若年運転者講習の該当者が、免許を失効させた場合は、道路交通法施行令第34条の3第2項第6号の規定により、特定失効者とはならないことから特例取得免許については失効手続はできないことに留意すること。

別紙（第2の1(1)ア関係）

若年運転者講習受講上の注意事項

1 若年運転者講習の対象者

若年運転者講習（以下「講習」という。）は、特例取得免許（19歳から運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた大型免許・中型免許・第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。）を現に受けている方で、特例取得免許を最初に受けた日から21歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び20歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。）の若年運転者期間に全ての自動車等の交通違反（事故）による累積点数が政令で定める基準（3点以上）に達した方が対象になります。

2 講習時間

(1) 1日目5時間

(2) 2日目4時間

※ 原則連続した日にちで受講していただきますが、やむを得ない場合、若年運転者講習通知書を受けた日の翌日から1月以内での近接した日での受講を認めます。

なお、1日目と2日目を他校で受講することはできません。

3 講習手数料等

講習手数料 円

通知手数料 円

合計 円

4 講習に必要なもの

運転免許証（又は免許情報記録個人番号カード）、若年運転者講習通知書、筆記用具、

3の講習手数料等

5 服装

運転に適した服装で受講してください。

サンダル・スリッパ・下駄履き等では受講できません。

運転免許に眼鏡等条件が付いた方は眼鏡等

6 受講期間

講習は、この通知を受けた日の翌日から1月以内の指定日に受けなければならない、原則として講習日程の変更はできませんが、次のやむを得ない理由がある場合は、必ず担当へ御連絡ください。

(1) 海外旅行をしていること。

(2) 災害を受けていること（現に台風、豪雨等に見舞われていること。）。

(3) 病気にかかり、又は負傷していること。

(4) 法令の規定により身体の一部を拘束されていること。

(5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

(6) 運転免許の停止処分中であること及び停止・取消処分（意見の聴取・聴聞）通知を受けていること。

(7) その他県公安委員会がやむを得ない理由があると認める場合

7 基準該当若年運転者に係る取消しについて

次の(1)、(2)に該当する場合、全ての特例取得免許（違反行為により政令で定める基

準に該当することとなった時点において21歳（中型免許にあっては20歳）に達している者を除く。）は取り消されます。

取消処分をする前に免許管理課聴聞係より「意見の聴取」に関する通知があり、弁解の機会が与えられますが、指定された日に出席されるかどうかは御自分で判断してください。出席しなかったことを理由に不利な処分を受けることはありません。

なお、特例取得免許が取消しになった場合は、点数制度による取消処分と異なり、免許を一定期間取得できない「欠格期間」がありませんので、翌日以降特例取得免許以外については取得のための手続が可能となります。

詳細につきましては免許試験課（Tel0995-65-2295）へお問合せください。

(1) 講習不受講者に対する取消し

当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて、やむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を越えることとなるまでの間に、当該講習を受けないと認められるとき。

(2) 講習受講後、再び基準に達した者に対する取消し

講習を終了した後、若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が再度、政令で定める基準(1に同じ)に該当することとなったとき。

8 講習の対象となった方で、次の条件に該当する場合は講習を受ける必要はありませんので担当まで御連絡ください。

(1) 運転免許の取消処分を受けた場合

全ての免許が取り消されるため、講習を受ける必要はありません。

(2) 免許証又は免許情報記録を失効させた場合

特例取得免許については、道路交通法施行令第34条の3（試験の免除）により、特定失効者（うっかり失効、理由ある失効者）に該当せず、失効手続はできません。

この場合、特例取得免許は取り消されますので、講習を受ける必要はありません。

なお、特例取得免許以外の免許については、期間内であれば失効手続ができます。

9 通知は今回限りです(やむを得ない理由があり、それを証する書類がある場合を除く。)

※ 本講習に関し、質問、不明な点がありましたら担当まで御連絡ください。

〒 891-0122

鹿児島市南栄五丁目 1 - 2

鹿児島県交通安全教育センター内

免許管理課 講習指導係（若年運転者講習担当）

Tel 099-266-0111（内線 ■■■■■）

別表(第2の2関係)

若年運転者講習細目

1日目 (5時間)

	項 目	内 容	指導要領	時間
1	運転適性検査 (73C型)	運転適性検査 (73C型)	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	1時間
2	技能録画① (実車)	講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・講習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・講習生の運転について映像を記録する。	1時間
3	性格と運転の概説 (座学)	視覚教材や運転適性検査 (73C型)の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	・取消処分者講習で実施しているものと同内容。 ・性格と運転行動の関係について概説を行う。 ・運転適性検査 (73C型)の結果を講習生に渡した上で、指導・助言を行う。 ・運転適性検査の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。	1時間
4	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導① (座学)	運転適性検査 (73C型)の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	・録画映像の観察に先立ち、「技能録画①」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより(満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより)、講習生の運転に対する主観的評価を把握する。 ・運転適性検査 (73C型)の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像(一部で構わない)を観察し、問題(危険性がある運転行為等)があった運転場面について、講習生自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、講習指導員とディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。	1時間
5	安全運転のための指導① (実車)	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査 (73C型)の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		1時間

2日目（4時間）

	項 目	内 容	指導要領	時間
1	技能録画②（実車）	講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・講習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・講習生の運転について映像を記録する。	1時間
2	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②（座学）	各講習生の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査（73C型）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	・録画映像の観察に先立ち、「技能録画②」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、講習生の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査（73C型）の結果を踏まえ、講習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。 ・自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか（可能な限り、技能録画①において録画した映像（一部で構わない）と技能録画②において録画した映像（一部で構わない）を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。）、講習指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、各講習生の運転適性検査（73C型）の結果及び1日目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。	1時間
3	安全運転のための指導②（実車）	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。		1時間
4	講習全体の振り返り（座学）	講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。		1時間

別記

第1号様式（第2の1(2)関係）

若 年 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

記

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証番号 ----- 免許情報記録番号	講習指定 年 月 日

第2号様式（第2の1(4)関係）

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

第3号様式（第2の5(1)関係）

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

第4号様式（第2の5(2)関係）

若 年 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

記

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免許証番号 ----- 免許情報記録番号	講 習 指 導 員 名

